

## I 総括

### 1 沿革

- 昭和 19 年 8 月 28 日 東金保健所の設置が許可された。
- 昭和 19 年 10 月 1 日 東金町東金 1215 番地、鈴木氏の医院 (82.64 m<sup>2</sup>) を買収し、山武郡を所管区域として業務を開始した。
- 昭和 25 年 4 月 10 日 東金町東金 907 番地の 1 に庁舎を移転した。
- 昭和 25 年 5 月 30 日 山武保健所と改称した。
- 昭和 27 年 6 月 20 日 山武保健所松尾支所を松尾町松尾 52 の 7 番地に開設した。
- 昭和 29 年 4 月 1 日 山武保健所を東金保健所と改称し、松尾支所が松尾保健所となった。
- 昭和 44 年 7 月 15 日 土気町が千葉市に合併し、東金保健所の管轄外となった。
- 昭和 45 年 9 月 16 日 松尾保健所が鉄筋コンクリート 2 階建 (延 827.6 m<sup>2</sup>) の新庁舎となった。
- 昭和 46 年 4 月 1 日 東金保健所が現在地 (東金市東金 907 の 1) に鉄筋コンクリート 2 階建 (840 m<sup>2</sup>) の新庁舎となった。
- 平成 9 年 4 月 1 日 地域保健法の全面施行により東金保健所と松尾保健所が再整備され、山武保健所となった。
- 平成 12 年 1 月 31 日 旧東金保健所敷地に建設された新庁舎 (鉄筋コンクリート造 3 階建、延 2,309.8 m<sup>2</sup>) が完成し、業務を開始した。
- 平成 16 年 4 月 1 日 山武保健所と山武支庁社会福祉課が統合し、「山武健康福祉センター (山武保健所)」となった。

表 1 歴代所長

東金保健所			松尾保健所		
代	氏名	就任年月日	代	氏名	就任年月日
初代所長	高田 美正	昭和19. 8. 28～20. 2. 28	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>支所長 大塚 信義(兼)</p> <p>初代所長 加藤 義治郎</p> <p>2代 実川 渉</p> <p>3代 村上 斉</p> <p>4代 丸山 正雄</p> <p>5代 齊藤 英夫</p> <p>6代 長井 和行</p> <p>7代 多留 通矩</p> <p>8代 長井 和行</p> <p>9代 齊藤 実</p> <p>10代 谷 修一</p> <p>11代 坂 正紀</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>昭和29. 6. 20～29. 3. 31</p> <p>昭和29. 4. 1～29. 7. 31</p> <p>昭和29. 8. 1～31. 8. 15</p> <p>昭和31. 8. 16～36. 4. 31</p> <p>昭和36. 5. 1～39. 3. 31</p> <p>昭和39. 4. 1～41. 1. 31</p> <p>昭和41. 2. 1～41. 3. 31</p> <p>昭和41. 4. 1～42. 2. 19</p> <p>昭和42. 2. 20～42. 5. 14</p> <p>昭和42. 5. 15～43. 3. 31</p> <p>昭和43. 4. 1～44. 9. 30</p> <p>昭和44. 10. 1～50. 4. 30</p> </div> </div>		
2代	三好 清夫	昭和20. 3. 1～20. 6. 29			
3代	北原 圭三	昭和20. 6. 30～21. 1. 27			
4代	藤田 静夫	昭和21. 1. 28～21. 8. 6			
5代	大塚 信義	昭和21. 8. 7～29. 4. 22			
6代	宍倉 俊	昭和29. 4. 23～35. 3. 31			
7代	大塚 信義	昭和35. 4. 1～45. 7. 20			
8代	楠本 浩	昭和45. 7. 21～47. 4. 30			
9代	大塚 信義	昭和47. 5. 1～49. 3. 31			
10代	相沢 多満	昭和49. 4. 1～55. 3. 31			
11代	鈴木 貞三	昭和55. 4. 1～59. 3. 31			
12代	今関 治邦	昭和59. 4. 1～61. 3. 31			
13代	安井 成美	昭和61. 4. 1～平成2. 3. 31			
14代	内田 佐太臣	平成 2. 4. 1～ 5. 3. 31			
15代	野島 尚武	平成 5. 4. 1～ 7. 3. 31			
16代	碧井 猛	平成 7. 4. 1～ 9. 3. 31			
山武保健所					
代	氏名	就任年月日			
初代所長	碧井 猛	平成 9. 4. 1～10. 3. 31			
2代	高地 刀志行	平成10. 4. 1～14. 3. 31			
3代	藤木 哲郎	平成14. 4. 1～15. 3. 31			
4代	大野 由記子	平成15. 4. 1～16. 3. 31			
山武健康福祉センター (山武保健所)					
代	氏名	就任年月日			
初代センター長	大野 由記子	平成16. 4. 1～18. 3. 31			
2代	佐久間 文明	平成18. 4. 1～20. 3. 31			
3代	中村 恒穂	平成20. 4. 1～23. 3. 31			
4代	鎗田 和美	平成23. 4. 1～27. 3. 31			
5代	大野 由記子	平成27. 4. 1～28. 3. 31			
6代	池田 凡美	平成28. 4. 1～令和 2. 3. 31			
7代	中村 恒穂	令和 2. 4. 1～			

## 2 概 要

当管内は、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の3市3町の行政区域からなる人口約20万人、面積約429k m<sup>2</sup>の地域である。九十九里平野中央部及び下総台地の一角に位置し、東部は太平洋に面する九十九里海岸、中央部は平野、北西部から南西部にかけては丘陵地帯から成り、気候は温暖で自然環境に恵まれている。

山武地域は古くからの農漁村地域であり、山武市では杉を中心とした林業も営まれてきた。現在も農業において稲作を中心に野菜・果実等の生産が盛んであり、水産業においてもいわしを中心とした魚貝類の漁業や水産加工業が盛んである。近年は成田空港に近接した地域や圏央道沿線地域で企業誘致が進められ、また、海岸に面した地域では海水浴・サーフィン・魚釣り等の観光業が盛んであり、様々な産業が展開されている。

## 3 管内の状況

### (1) 管内の人口及び世帯等の概況

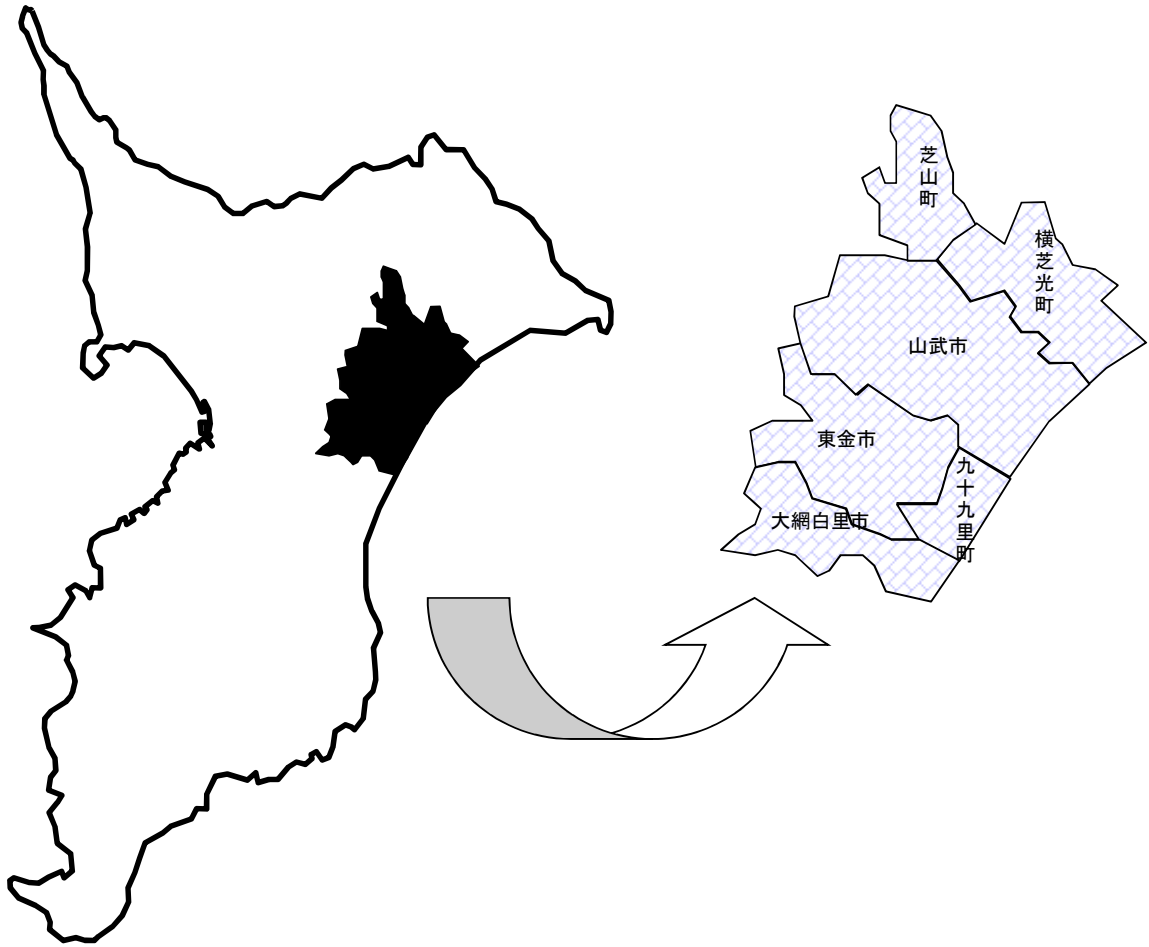
表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m <sup>2</sup> )	面 積 (k m <sup>2</sup> )
管 内	82,623	194,843	454.5	428.66
東 金 市	26,048	57,753	648.0	89.12
山 武 市	19,705	47,315	322.4	146.77
大網白里市	19,942	47,561	818.9	58.08
九十九里町	6,076	13,930	570.0	24.44
芝 山 町	2,522	6,838	158.1	43.24
横 芝 光 町	8,330	21,446	320.0	67.01
県 総 数	2,833,850	6,275,278	1,216.9	5,156.74

出典：(人口) 令和4年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和4年全国都道府県市区町村別面積調 (10月1日時点)

図 3 - ( 1 ) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - ( 2 ) - アのとおりで、令和 4 年 4 月 1 日現在、年齢 3 区分によると 0 歳～14 歳の年少人口の割合は 9.5%、15 歳～64 歳の生産年齢人口は 55.8%、65 歳以上の老年人口は 34.7%で、老年人口の割合が年少人口の割合を大きく上回っている。

管内の令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階層別人口構成は図 3 - ( 2 ) のとおりである。

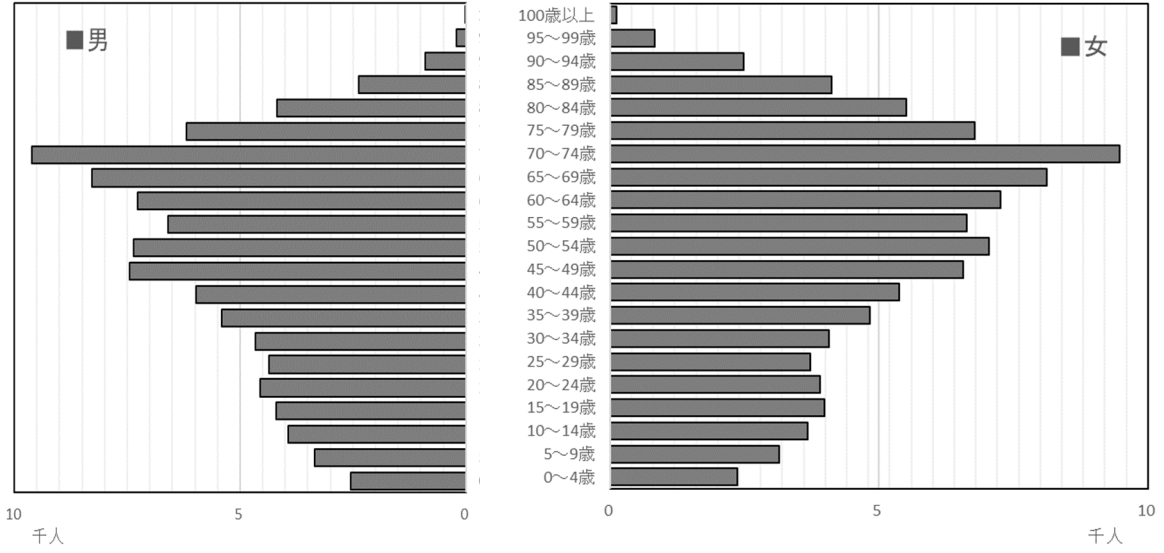
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15～64歳	%	65歳～	%		%
管内	19	227,613	29,468	(12.9)	149,105	(65.5)	49,040	(21.5)	0	(0.0)
	24	222,970	26,382	(11.8)	143,536	(64.4)	53,052	(23.8)	0	(0.0)
	29	211,431	22,188	(10.5)	124,724	(59.0)	64,519	(30.5)	0	(0.0)
	2	204,175	20,220	(9.9)	116,274	(56.9)	67,681	(33.1)	0	(0.0)
	3	201,966	19,632	(9.7)	113,695	(56.3)	68,639	(34.0)	0	(0.0)
	4	199,409	19,003	(9.5)	111,210	(55.8)	69,196	(34.7)	0	(0.0)
東金市	19	61,376	8,505	(13.9)	41,513	(67.6)	11,358	(18.5)	0	(0.0)
	24	60,711	7,412	(12.2)	40,023	(65.9)	13,276	(21.9)	0	(0.0)
	29	59,671	6,721	(11.3)	36,709	(61.5)	16,241	(27.2)	0	(0.0)
	2	57,923	6,199	(10.7)	34,478	(59.5)	17,246	(29.8)	0	(0.0)
	3	57,451	6,053	(10.5)	33,816	(58.9)	17,582	(30.6)	0	(0.0)
	4	56,963	5,874	(10.3)	33,271	(58.4)	17,818	(31.3)	0	(0.0)
山武市	19	60,393	7,658	(12.7)	39,195	(64.9)	13,540	(22.4)	0	(0.0)
	24	57,249	6,239	(10.9)	36,283	(63.4)	14,727	(25.7)	0	(0.0)
	29	53,176	5,117	(9.6)	31,140	(58.6)	16,919	(31.8)	0	(0.0)
	2	50,905	4,557	(9.0)	28,721	(56.4)	17,627	(34.6)	0	(0.0)
	3	50,052	4,379	(8.7)	27,819	(55.6)	17,854	(35.7)	0	(0.0)
	4	49,226	4,234	(8.6)	27,017	(54.9)	17,975	(36.5)	0	(0.0)
大網白里市	19	50,877	6,802	(13.4)	33,924	(66.7)	10,151	(20.0)	0	(0.0)
	24	51,316	6,212	(12.1)	33,093	(64.5)	12,011	(23.4)	0	(0.0)
	29	50,092	5,572	(11.1)	29,739	(59.4)	14,781	(29.5)	0	(0.0)
	2	49,108	5,207	(10.6)	28,143	(57.3)	15,758	(32.1)	0	(0.0)
	3	48,861	5,116	(10.5)	27,741	(56.8)	16,004	(32.8)	0	(0.0)
	4	48,554	4,979	(10.3)	27,361	(56.4)	16,214	(33.4)	0	(0.0)
九十九里町	19	19,877	2,148	(10.9)	12,575	(63.9)	4,954	(25.2)	0	(0.0)
	24	18,319	1,789	(9.8)	11,258	(61.5)	5,272	(28.8)	0	(0.0)
	29	16,607	1,413	(8.5)	9,243	(55.7)	5,951	(35.8)	0	(0.0)
	2	15,561	1,216	(7.8)	8,249	(53.0)	6,096	(39.2)	0	(0.0)
	3	15,243	1,136	(7.5)	7,968	(52.3)	6,139	(40.3)	0	(0.0)
	4	14,835	1,061	(7.2)	7,633	(51.5)	6,141	(41.4)	0	(0.0)
芝山町	19	8,514	1,039	(12.2)	5,404	(63.5)	2,071	(24.3)	0	(0.0)
	24	7,995	864	(10.8)	4,993	(62.5)	2,138	(26.7)	0	(0.0)
	29	7,482	752	(10.1)	4,356	(58.2)	2,374	(31.7)	0	(0.0)
	2	7,211	654	(9.1)	4,085	(56.6)	2,472	(34.3)	0	(0.0)
	3	7,103	618	(8.7)	4,003	(56.4)	2,482	(34.9)	0	(0.0)
	4	6,928	590	(8.5)	3,848	(55.5)	2,490	(35.9)	0	(0.0)
横芝光町	19	26,776	3,316	(12.4)	16,494	(61.6)	6,966	(26.0)	0	(0.0)
	24	25,741	2,963	(11.5)	15,357	(59.7)	7,421	(28.8)	0	(0.0)
	29	24,403	2,613	(10.7)	13,537	(55.5)	8,253	(33.8)	0	(0.0)
	2	23,467	2,387	(10.2)	12,598	(53.7)	8,482	(36.1)	0	(0.0)
	3	23,256	2,330	(10.0)	12,348	(53.1)	8,578	(36.9)	0	(0.0)
	4	22,903	2,265	(9.9)	12,080	(52.7)	8,558	(37.4)	0	(0.0)
県総計	19	6,160,519	830,939	(13.5)	4,201,114	(68.2)	1,128,466	(18.3)	0	(0.0)
	24	6,258,078	821,274	(13.1)	4,081,296	(65.2)	1,355,508	(21.7)	0	(0.0)
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	0	(0.0)
	2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	0	(0.0)
	3	6,319,128	747,204	(11.8)	3,846,179	(60.9)	1,725,745	(27.3)	0	(0.0)
	4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	0	(0.0)

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図 (令和4年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (令和4年4月1日現在)

表3- (2) -イ 管内及び市町・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口											老年人口						
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	199,409	4,906	6,492	7,605	8,194	8,456	8,085	8,732	10,239	11,343	14,004	14,396	13,226	14,535	16,399	19,086	12,967	9,684	6,485	3,392	1,040	143
男	99,432	2,544	3,355	3,928	4,208	4,552	4,361	4,670	5,412	5,974	7,443	7,358	6,591	7,271	8,280	9,618	6,179	4,175	2,374	907	215	17
女	99,977	2,362	3,137	3,677	3,986	3,904	3,724	4,062	4,827	5,369	6,561	7,038	6,635	7,264	8,119	9,468	6,788	5,509	4,111	2,485	825	126
東金市総数	56,963	1,571	2,036	2,267	2,508	2,812	2,644	2,799	3,155	3,338	4,063	4,179	3,697	4,076	4,386	5,022	3,406	2,412	1,521	804	240	27
男	28,492	812	1,031	1,151	1,282	1,512	1,456	1,521	1,664	1,775	2,142	2,120	1,813	2,035	2,180	2,522	1,614	1,065	536	210	49	2
女	28,471	759	1,005	1,116	1,226	1,300	1,188	1,278	1,491	1,563	1,921	2,059	1,884	2,041	2,206	2,500	1,792	1,347	985	594	191	25
山武市総数	49,226	1,078	1,427	1,729	1,929	1,934	1,932	2,073	2,386	2,678	3,367	3,597	3,410	3,711	4,310	4,928	3,292	2,555	1,715	863	270	42
男	24,802	566	771	889	1,019	1,048	1,051	1,101	1,332	1,409	1,797	1,893	1,741	1,880	2,235	2,489	1,583	1,069	628	243	53	5
女	24,424	512	656	840	910	886	881	972	1,054	1,269	1,570	1,704	1,669	1,831	2,075	2,439	1,709	1,486	1,087	620	217	37
大網白里市総数	48,554	1,313	1,672	1,994	2,037	1,989	1,958	2,116	2,552	2,897	3,475	3,485	3,218	3,634	3,898	4,610	3,085	2,272	1,390	715	220	24
男	23,917	675	866	1,011	1,027	1,037	995	1,111	1,285	1,487	1,830	1,727	1,554	1,785	1,961	2,275	1,492	1,011	534	196	53	5
女	24,637	638	806	983	1,010	952	963	1,005	1,267	1,410	1,645	1,758	1,664	1,849	1,937	2,335	1,593	1,261	856	519	167	19
九十九里町総数	14,835	232	360	469	519	533	459	540	603	775	1,060	1,098	1,017	1,029	1,394	1,658	1,167	898	602	302	111	9
男	7,394	121	179	257	264	287	252	297	324	413	588	604	534	533	676	869	538	361	208	69	20	0
女	7,441	111	181	212	255	246	207	243	279	362	472	494	483	496	718	789	629	537	394	233	91	9
芝山町総数	6,928	132	206	252	272	269	275	322	355	404	463	499	456	533	569	650	432	356	282	157	35	9
男	3,526	63	100	134	136	142	142	183	198	235	261	262	226	271	298	336	207	170	115	42	5	0
女	3,402	69	106	118	136	127	133	139	157	169	202	237	230	262	271	314	225	186	167	115	30	9
横芝光町総数	22,903	580	791	894	929	919	817	882	1,188	1,251	1,576	1,538	1,428	1,552	1,842	2,218	1,585	1,191	975	551	164	32
男	11,301	307	408	486	480	526	465	457	609	655	825	752	723	767	930	1,127	745	499	353	147	35	5
女	11,602	273	383	408	449	393	352	425	579	596	751	786	705	785	912	1,091	840	692	622	404	129	27
千葉県総数	6,305,476	217,920	250,875	267,487	278,052	326,121	335,058	341,306	381,289	420,127	504,022	500,927	398,078	349,086	365,478	468,857	354,204	278,901	170,047	73,622	20,869	3,150
男	3,140,226	111,485	128,806	137,506	142,609	168,241	173,623	177,912	198,086	218,028	261,714	260,269	205,638	177,172	179,516	222,773	161,351	122,900	66,171	21,846	4,223	357
女	3,165,250	106,435	122,069	129,981	135,443	157,880	161,435	163,394	183,203	202,099	242,308	240,658	192,440	171,914	185,962	246,084	192,853	156,001	103,876	51,776	16,646	2,793

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (令和4年4月1日現在)

#### 4 山武健康福祉センター(山武保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和4年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
腸内細菌検査	原則毎週火曜日 (ただし、火曜日から木曜日の いずれの日が祝日の週及び年末 年始を除く)	9:00～11:00	
H I V 等 抗体検査 B型・C型 肝炎検査 【予約制】	日中即日 検査	原則毎月第2・4木曜日 (ただし祝日の場合を除く)	13:00～13:30
	夜間検査	偶数月 第2木曜日 (4・6・8・10・12・2月)	17:30～18:00
親と子の心の相談 【予約制】	精神科医師 月1回 (6・8・10・12・2月) 臨床心理士 月1回 (7・9・11・1・3月)	・精神科医師に よる相談 14:00～16:00 ・臨床心理士に よる相談 13:30～15:30	
精神保健福祉相談 (心の健康相談) 【予約制】	第1水曜日	14:30～16:30	
	第2・第4水曜日	14:00～16:00	
DV相談 (配偶者等 の暴力相 談)	電話相談	月～金曜日	(専用電話) TEL:0475 (54)2388
	来所相談 【予約制】	毎週月曜日	
障害のある人への差別 に関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	(専用電話) TEL:0475 (54)3556
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～17:00	対象者 九十九里町、 芝山町、横芝 光町居住者
エイズに関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	

#### 5 各種委員会

##### (1) 山武健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。



千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5-(1) 運営協議会委員名簿 (令和5年3月31日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
千葉県議会議員	阿 井 伸 也
千葉県議会議員	石 橋 清 孝
千葉県議会議員	實 川 隆
千葉県議会議員	小野崎 正 喜
東金市長	鹿 間 陸 郎
山武市長	松 下 浩 明
大網白里市長	金 坂 昌 典
九十九里町長	大 矢 吉 明
芝山町長	麻 生 孝 之
横芝光町長	佐 藤 晴 彦
地方独立行政法人さんむ医療センター理事長	坂 本 昭 雄
山武郡市医師会長	伊 藤 よしみ
山武郡市歯科医師会長	大 塚 孝 也
山武郡市薬剤師会長	菊 池 健 一
千葉県獣医師会山武地区会員	小 安 玲 子
千葉県看護協会山武地区部会長	林 孝 枝
山武保健所管内栄養士会長	鈴 木 ひろみ
山武保健所管内食品衛生協会会長	秋 葉 講 一
山武保健所管内食生活改善協議会長	川 崎 芳 子
千葉県連合婦人会横芝光町婦人会会長	齊 藤 みち子
学識経験者	中 村 順 子

(2) 山武保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和5年3月31日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
原医院院長	原 雅一
高根病院院長	水谷 文雄
千葉大学総合安全衛生管理機構長	潤間 励子
司法書士・行政書士 肥田事務所所長	肥田 斎裕
学識経験者	高野 和枝

## 6 機構及び事務内容

(令和4年4月1日現在)

センター長 (兼)保健所長(技) 副センター長 (兼)保健所次長(事) 副センター長 (兼)保健所次長(技)	総務企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務、人事、文書收受及び公有財産に関する事。</li> <li>2 予算、決算、経理及び物品会計に関する事。</li> <li>3 職員の福利厚生、給与、旅費及び諸手当に関する事。</li> <li>4 医療関係の許可及び届出等に関する事。</li> <li>5 医療施設等に係る報告に関する事。</li> <li>6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに毒物及び劇物取締法に関する事。</li> <li>7 医療従事者等の免許申請業務に関する事。</li> <li>8 献血及び薬物乱用防止に関する事。</li> <li>9 健康福祉センター運営協議会に関する事。</li> <li>10 地域保健医療企画の策定・進行管理等に関する事。</li> <li>11 地域保健に関する調査・研究及び企画調整に関する事。</li> <li>12 情報の収集、整理・活用及び供給に関する事。</li> <li>13 人口動態統計等衛生上の統計に関する事。</li> <li>14 保健・医療・福祉に関する総合相談窓口に関する事。</li> <li>15 保健所実習及び臨床研修制度の企画調整に関する事。</li> <li>16 広報及び啓発活動の業務に関する事。</li> <li>17 地域防災対策、災害医療に関する事。</li> </ol>
	地域保健課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健師業務に関する事。</li> <li>2 母子保健事業に関する事。</li> <li>3 成人・老人保健事業に関する事。</li> <li>4 歯科保健事業に関する事。</li> <li>5 衛生教育に関する事。</li> <li>6 母体保護統計に関する事。</li> <li>7 栄養改善業務に関する事。</li> <li>8 給食施設指導に関する事。</li> <li>9 調理師法の施行に関する事。</li> <li>10 母子保健法の事務に関する事。</li> <li>11 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事。</li> <li>12 自殺対策推進事業に関する事。</li> <li>13 難病対策に関する事。</li> <li>14 肝炎治療特別促進事業に関する事。</li> </ol>
	地域福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民生委員及び児童委員に関する事。</li> <li>2 行旅病人及び行旅死亡人取扱に関する事。</li> <li>3 介護保険に関する事。</li> <li>4 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害福祉法、知的障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、生活困窮者自立支援法等の事務に関する事。</li> <li>5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務（一時保護に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>6 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の施行に関する事。</li> <li>7 生活保護法の経理、医療、介護、統計事務に関する事。</li> <li>8 その他健康福祉センター内の他課等において所掌しない社会福祉に関する事。</li> </ol>
	生活保護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法の事務に関する事。</li> <li>2 生活保護に係る母子生活支援施設、助産施設への入所に関する事。</li> <li>3 生活困窮者自立支援法における住居確保給付金に関する事。</li> <li>4 生活保護受給者就労支援事業に関する事。</li> </ol>

<p>健康生活支援課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康危機対策に関すること。</li> <li>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。</li> <li>3 エイズ対策、肝炎対策に関すること。</li> <li>4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること。</li> <li>5 予防接種法の施行に関すること。</li> <li>6 食品衛生法の施行に関すること。</li> <li>7 製菓衛生師法の施行に関すること。</li> <li>8 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること。</li> <li>9 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。</li> <li>10 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。</li> <li>11 狂犬病予防法の施行に関すること。</li> <li>12 興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関すること。</li> <li>13 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。</li> <li>14 住居衛生に関すること。</li> <li>15 遊泳用プールの衛生に関すること。</li> <li>16 化製場等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>17 温泉法の施行に関すること。</li> <li>18 水道法（水質基準並びに専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）の施行に関すること。</li> <li>19 千葉県小規模水道条例の施行に関すること。</li> <li>20 飲用井戸等の相談及び指導に関すること。</li> </ol>
<p>監査指導課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査に関すること。</li> <li>2 社会福祉施設等（救護施設、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び障害者支援施設）の運営管理、入所者処遇及び会計管理についての指導監査に関すること。</li> <li>3 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査に関すること。</li> <li>4 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等の運営指導に関すること。</li> </ol>

## 7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和4年6月1日現在)

	センター 長 (所長)	副 センター 長 (次長)	総 務 企 画 課	地 域 保 健 課 (課長)	地 域 福 祉 課 (課長)	生 活 保 護 課 (課長)	健 康 生 活 支 援 課 (課長)	監 査 指 導 課 (課長)	計
合計	1	2	6	10	7(2)	9	25(11)	6	66(13)
医師	1								1
事務		1	3	1	7(2)【1】	9【1】		6【1】	27(2)
薬剤師			2				7(2)【1】		9(2)
獣医師							4(2)		4(2)
保健師		1		4【1】			3		8
診療放射線技師							1		1
臨床検査技師							8(6)		8(6)
管理栄養士				2			1		3
精神保健福祉士				2					2
その他の技術職員				1			1(1)		2(1)
その他の職員			1						1
食品衛生監視員(再掲)	1						15(5)		16(5)
環境衛生監視員(再掲)	1						9		10

(注) 技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再掲とした。